

保育所等の新型コロナウイルス感染症対応フローチャート

白老町子育て支援課

◆児童本人の場合

児童が、発熱・だるさ（倦怠感）・息苦しさ（呼吸困難）などの風邪症状があり、新型コロナウイルスの感染も疑われる場合

I. 保育所等で症状を確認した場合

- ①保育所等から保護者に連絡
- ②保護者の迎えにより帰宅
- ③医療機関（かかりつけ医）への相談・受診、北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センターに相談
- ④診断・相談結果の保育所等への連絡

II. 家庭で症状を確認した場合

- ①保育所等へ連絡（発熱・症状の状況など）
- ②医療機関（かかりつけ医）への相談・受診、北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センターに相談
- ③診断・相談結果の保育所等への連絡

北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター
0800-222-0018（フリーコール 24時間相談窓口）

医療機関への相談・受診にて

PCR検査を受ける場合

検査結果が出るまで、主治医等の指示により、自宅での療養
保護者は検査を受けたことを保育所等に報告し、結果判明後も保育所等に報告する。

PCR検査を受ける必要がなかった場合

受診結果の指示に従い、自宅にて療養等
症状が改善するまで登園は控える。

児童がPCR検査を受けることとなった場合の保育所等の対応

- 保育所等はPCR検査を受けるに至った経過・状況を把握する。
- 保育所等は町の所管課（子育て支援課）に報告する。

■判定結果（陽性反応）により、保育所等内の消毒や、保護者への対応、濃厚接触者の特定や、健康観察など、保健所の指示に従い、協力しながら実施していく。

◆児童と同居家族の場合

児童が濃厚接触者となった場合

- 保護者は速やかに入所している保育所等へ連絡
- 保健所の指示に従い、PCR検査を受ける。検査結果が陽性の場合、入院治療。陰性の場合でも児童は感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間、不要不急の外出をさげ、（登園自粛）健康観察を行う。

同居家族に心配な症状がある場合、もしくは濃厚接触者となった場合

- 児童は家族のPCR検査結果が出るまでの期間は、何の行動制限もないが、登園については自粛をお願いします。